

令和7年10月8日
中部運輸局自動車交通部
自動車監査官

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月8日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づき、中部運輸局管内各運輸支局において自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（16営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
愛知	阿 摺	1両×133日	福井	志 比	1両×89日
愛知	一 色	1両×92日	岐阜	大 野	1両×113日
福井	鷹 巣	1両×113日	岐阜	板 取	1両×110日
福井	国 見	1両×107日	岐阜	東白川	1両×114日
福井	河 野	1両×119日	岐阜	根 尾	2両×60日
福井	芦 原	1両×81日	三重	大 宮	1両×116日
福井	上 中	1両×89日	静岡	豊 岡	1両×109日
福井	山 王	1両×116日	静岡	佐久間	1両×101日

3. 処分日

令和7年10月8日（水）

【問い合わせ先】

中部運輸局自動車交通部自動車監査官 田中、中野

TEL：052-952-8038